

## 大矢保議長不信任決議

大矢保議長は、平成 29 年 6 月 15 日奈良岡隆議員の一般質問における再質問中の喫煙に関する内容に対し、「くだらない質問だ」との発言を議長席において述べたところである。地方自治法第 132 条では、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」としており、本日の「くだらない質問だ」との発言は、議長の立場をわきまえた発言とは言えない。

よって、大矢保議長に対し、議長不適格と判断し、議長不信任決議を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

青 森 市 議 会